

# 知らないと損！雪害に「火災保険」が使える！



今年は例年に増して、雪による建物の被害が多く見受けられますね。例えば、軒折れや雨樋の落下・垂れ下がり、テラスやカーポート屋根材の破損などがあります。ところでこの雪害ですが、条件が揃えばご加入の火災保険から保険金が支払われることがあります。

火災保険は火災だけでなく、様々な自然災害で受けた家の損害を補償する保険です。例えば台風・突風・強風などの「風災」、積雪などの「雪災」、その他にも洪水・土砂災害などの「水災」、落雷と幅広く対象になります。雨どいや屋根等の破損原因が災害によるものでしたら、工事費用をカバーすることが可能です！

当社では、火災保険に加入されているお客様には是非活用をおすすめしています。その際、お客様が加入されている火災保険の担当者にお問合せ下さい。契約内容により対象となる箇所や免責金額が異なります。工事の見積もりや提出写真は無料でお手伝いしますのでお気軽にお申し付け下さい。 **フリーダイヤル 0120-673-314**



軒折れ

雨樋変形・脱落



カーポート倒壊

